鳥取県都市計画審議会における審議方法の見直し

平成22年3月8日鳥取県都市計画審議会承認事項

都市計画審議会における審議のいっそうの充実を図り、重要案件について十分な審議時間を 確保するため、審議方法の見直しを行う。

【重要案件の予備審議の実施】

・都市構造や住民の権利制限等に重大な影響を与える案件については、関係機関との調整を 終えていない段階で審議会に基本方針、概要を説明するなど、案策定の段階で審議会意見 を反映できるようにするとともに審議時間確保を図る。

【軽易案件の審議の効率化】

・都市構造や住民の権利制限等に与える影響が軽微な案件については、審議会での説明や資料の簡素化、審議会への一括諮問などで審議の効率化を図る。

【審議会へ積極的な情報提供】

・現地写真や完成予想図、立体図等を活用したわかりやすい説明資料の作成、審議に先立つ 現地調査の実施など、審議に必要な情報の積極的な提供に努める。

1 審議の現状

- ・県都市計画審議会の審議は、重要案件(都市構造に大きな影響を与える国道の新規決定など) と軽易案件(事業実施に伴う県道の道路区域の軽易な変更など)を区別することなく、1回 の審議としていた。
- ・重要案件の審議においては、審議案件が複数ある場合、審議時間や審議に必要な情報が不十 分であると委員から指摘された。
- ・都市計画区域マスタープランや区域区分の決定・変更については、従前から検討状況を審議 会に報告し、審議会の意見を伺いながら進めている。
- ・環境影響評価法に基づき都市計画手続きと併せて行う環境影響評価などの専門性が高い案件 については、専門委員を別途任命し専門委員会による調査審議を行うこととしている。

2 委員の意見(平成22年1月22日県都市計画審議会から抜粋)

- ・専門家を含む他の審議会などで議論されているのであれば、中途の段階で議論の状況などを 見せてもらうと分かりやすく、透明性も増すと思う。
- ・都市計画審議会ですべてを判断するのは困難であるので、第3者委員会や審議会に専門家を 入れて議論するなどの方法を考えてほしい。
- ・説明資料は、平面図だけでできており景観や道路構造の問題がわかりにくいため、パース図 や立体図を用いてわかりやすい説明資料としてほしい。

3 都市計画審議会審議の見直し

(1) 重要案件の予備審議の実施

・都市構造や住民の権利制限等に重大な影響を与える案件については、関係機関との調整を 終えていない段階で審議会に基本方針、概要を説明するなど、案策定の段階で審議会意見 を反映できるようにするとともに審議時間確保を図る。

■重要案件の要件

- ①都市計画区域及び準都市計画区域の決定及び変更
- ②都市計画区域マスタープランの決定及び変更
- ③区域区分(いわゆる線引き)の決定及び変更
- ④都市構造に大きな影響を及ぼす都市計画の新規決定

(原則、県決定の都市計画すべて)

- ・地域地区(臨港地区、風致地区 等)
- ・都市施設(道路、公園、産業廃棄物処理施設等)
- · 市街地開発事業 (土地区画整理事業、市街地再開発事業 等) 等
- ⑤その他審議会が必要と認める案件

■予備審議の時期

・素案作成後で、関係機関事前協議や住民説明会と同時期とする。

(2) 軽易案件の審議の効率化

・都市構造や住民の権利制限等に与える影響が軽微な案件については、審議会での説明や資料の簡素化、審議会への一括諮問などで審議の効率化を図る。

■軽易案件の要件

- ①事業実施に伴う都市計画変更で、次の要件をすべて満たす案件
 - ・変更の対象区域に含まれる用地の取得が完了していること。
 - ・住民説明会、縦覧手続きにおいて事業に対する反対意見がなく地域住民との合意 形成が図られていると認められること。
 - ・関係機関との協議、調整が図られていること。
 - ・事業が完了段階で、審議会の意見を計画に反映することが実質的に困難であること。
- ②整備済みの施設の追加決定や、車線のみの決定など、住民の権利制限に影響を与 えない案件
- ③その他審議会が簡易な取り扱いが適当と認める案件

■軽易案件の審議方法

- ①事業完了時期にこだわらず、重要案件や一般の案件が審議される審議会で一括して審議するものとする。
- ②審議資料は、概ね2週間前までに委員に送付し、事前に質問・意見を伺う。
- ③審議会において、事務局の詳細な説明は省略し、事前に出された質問・意見への 回答を中心に議事を進める。
- ④事業者が施設供用前に住民説明会を実施し関係機関との協議を完了したものについて、事業完了後、施設供用後の審議を認めることとする。

(3) 審議会への積極的な情報提供

・現地写真や完成予想図、立体図等を活用したわかりやすい説明資料の作成、審議に先立つ 現地調査の実施など、審議に必要な情報の積極的な提供に努める。

■説明資料等の工夫

- ・現地写真や立体図等を活用したわかりやすい説明資料とすること。
- ・論点を整理した説明資料を作成し、審議の効率化に努めること。
- ・重要案件など必要に応じて、審議に先立ち現地調査の実施や事業者から聞き取りなど を行うこと。

(4) 環境影響評価などの専門性が高い案件の審議

- ・環境影響評価法に基づき都市計画手続きと併せて行う環境影響評価などの専門性が高い案件については、これまでどおり、専門委員を別途任命し専門委員会による調査審議を行うこととする。
- ・鳥取県環境影響評価条例に基づく環境影響評価については、その内容を原則審議の対象と しないこととする。
- ・景観法第9条第2項に基づき景観行政団体が景観計画を定めようとするときの都市計画区域に係る部分の県都市計画審議会の意見聴取について、必要に応じて事業者や専門家から評価内容の聞取りなどを行うこととする。

<参考:鳥取県都市計画審議会条例(抜粋)>

(組織)

- 第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、<u>専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置く</u>ことができる。

(臨時委員及び専門委員)

- 第4条 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。
- 2 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、<u>専門委員は当該専門の事項</u> に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

審議方法見直し後の都市計画決定の流れ

③区域区分(線引き)の決定、変更

④県が決定する都市計画の新規決定

<u>軽易案件</u>

- ① 次の要件をすべて満たす案件
- ・変更の対象区域の用地取得が完了
- ・住民からの反対意見がなく地域住 民との合意形成が図られている
- ・関係機関との調整が図られている
- 事業が完了段階で意見の反映困難

